

日金協発第20-162号
平成21年 3月24日

アークファイナンス
代表者 野田部 将太 殿
(日本貸金業協会会員第001679号)

日本貸金業協会
会長 小杉 俊二

会員権の消滅について（通知）

貴殿は、愛知県知事より平成21年3月5日付で、貸金業法第24条の6の6第1項第1号の規定に基づき、登録取消し処分を受けました。

これに伴い、貴殿は同日付で定款第9条第2項第2号の規定により協会員たる資格を失ったので、定款の施行に関する規則第11条第2項の規定によりその旨通知します。

以上